

## 「移住・交流情報ガーデン」におけるイベントの開催について (平成29年度)

「移住・交流情報ガーデン」は、地方自治体等が主催する移住相談会や移住・交流に関するフェア等イベントの会場としてご利用いただけます。

ご利用にあたっては、以下の利用手続き、留意事項をご覧ください、利用申請書によりお申し込み下さい。

### 1 利用可能スペース（別添平面図、写真を参照）

#### ① 1階オープンスペース

4人掛けテーブルと椅子が5セット、8人掛けテーブル（4人×2）と椅子が1セット配置（利用目的に応じて、弾力的に移動、撤去が可能）。椅子のみの配置では50人程度は着席可能。

#### ② 1階小屋組施設

4人掛けテーブルと椅子がセットされた会議室が二部屋（仕切りの取り外しにより一部屋にすることも可能）。その他、4畳半程度のオープンスペースが二部屋（一部屋は板間、一部屋は畳）。

#### ③ 地下1階スペース

3人掛け会議テーブルと椅子が12セット配置（利用目的に応じて、弾力的に移動、撤去が可能）。

### 2 利用可能設備

#### ① 1階オープンスペース

ア ノートパソコン（1台）～パワーポイントインストール済（W i f i 接続可）

イ 70V型モニター（固定）

ウ ブルーレイディスクレコーダー

エ マイク（3本）

オ のぼり用ポールとスタンド（6セット）

#### ② 地下1階スペース

ア ノートパソコン（1台）～パワーポイントインストール済（W i f i 接続可）

イ ホワイトボード（2台）

ウ プロジェクター（1台）

エ スクリーン（1台）

#### ③ その他

ア 冷蔵庫

イ IH調理器（2口）

ウ 電子レンジ

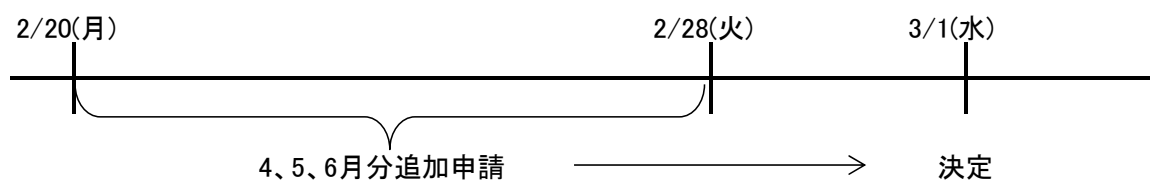
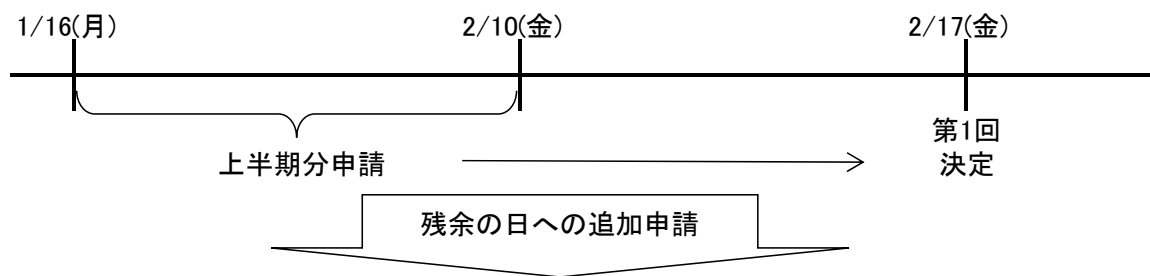
エ 給排水設備

### 3 平成29年度の利用申請手続き方法

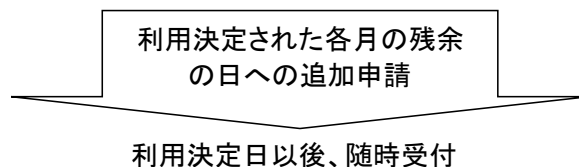
#### <上半期分>

- ① 平成29年4月1日（土）～9月30日（土）の間の予約（以下「上半期分予約」という。）については、平成29年1月16日（月）から平成29年2月10日（金）までの間に、別添の様式により、メールにて利用申請すること。（申請用メールアドレス： iju-garden@outlook.jp ）  
当該期間の利用申請は、上半期に予定する1回分の利用申請とすること。上半期における2回目、3回目のフェア等の利用申請は、以下の③、④における追加利用申請においてのみ可能であること。  
なお、調整日として利用申請できない日を設定しているので留意すること（4の⑤を参照）。
- ② 上半期分予約の決定については、平成29年2月17日（金）に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、ポータルサイト「全国移住ナビ」内「移住・交流情報ガーデン」ページの「今後のイベント情報」（以下「ガーデンページの今後のイベント情報」という。）へ掲載するものであること。
- ③ 平成29年2月20日（月）より、上半期分予約の追加申請を次のとおり受け付けること。
  - 平成29年4月、5月、6月に予定するフェア等
    - 平成29年2月28日（火）までに別添の様式により、メールにて利用申請すること。決定については、3月1日（水）に「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページの今後のイベント情報」へ掲載するものであること。
  - 平成29年7月から9月までに予定するフェア等
    - フェア等予定日の属する月の4ヶ月前の末日（休館日に当たる場合は、その前日）までに、別添の様式によりメールにて利用申請すること。決定については、3ヶ月前の初日（休館日に当たる場合は、その翌日）に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページの今後のイベント情報」へ掲載するものであること。  
  
（例：7月に予定するフェア等の場合は、3月31日までに利用申請、4月1日に決定）
- ④ ③の手続きにより予約が決定された月の残余の日への追加利用申請は、随時、別添の様式のメール申請により受け付けること。

<上半期分(平成29年4月1日(土)~9月30日(土))利用申請手続きイメージ>



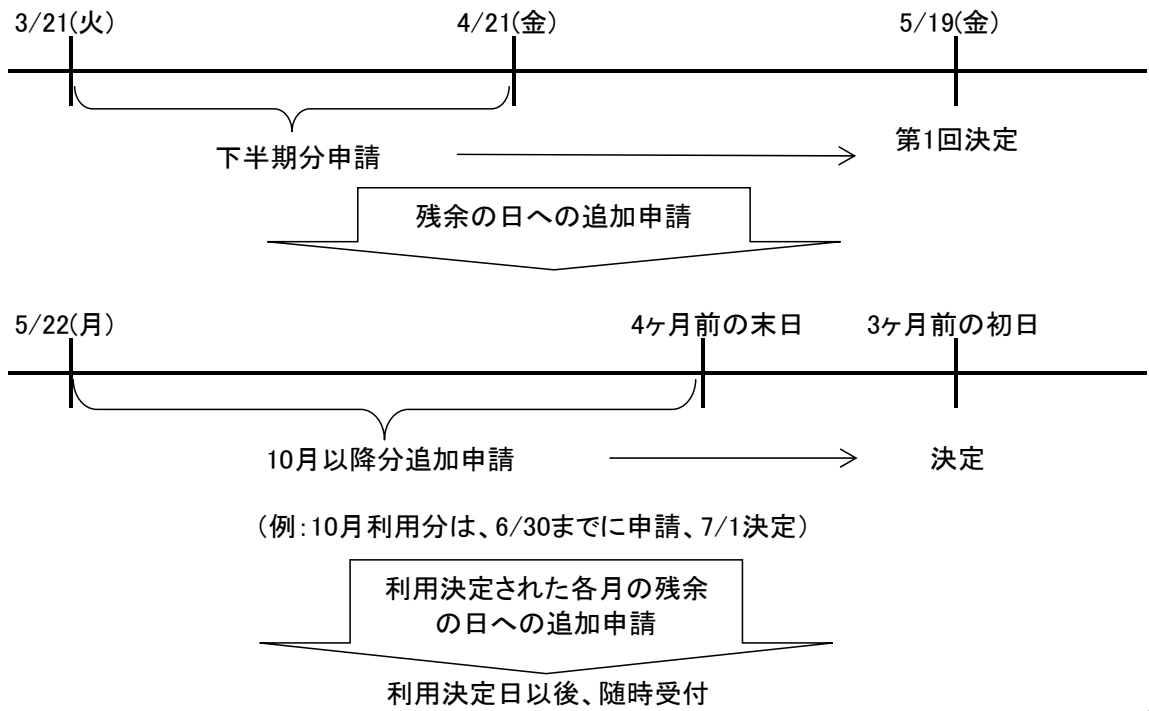
※ 7月分以降の追加申請は、2/20(月)以降、フェア等予定日の属する月の4ヶ月前の末日までに申請、3ヶ月前の初日に決定  
(例:7月利用分は、3/31までに申請、4/1決定)



<下半期分>

- ⑤ 平成29年10月1日（日）～平成30年3月31日（土）の間の予約（以下「下半期分予約」という。）については、平成29年3月21日（火）から平成29年4月21日（金）までの間に、別添の様式により、メールにて利用申請すること。（申請用メールアドレス： [iju-garden@outlook.jp](mailto:iju-garden@outlook.jp)）
- 当該期間の利用申請は、下半期に予定する1回分の利用申請とすること。下半期における2回目、3回目のフェア等の利用申請は、以下の⑦、⑧における追加利用申請においてのみ可能であること。
- なお、調整日として利用申請できない日を設定しているので留意すること（4の⑤を参照）。
- ⑥ 下半期分予約の決定については、平成29年5月19日（金）に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページの今後のイベント情報」へ掲載するものであること。
- ⑦ 平成29年5月22日（月）より、下半期分予約の追加申請を次のとおり受け付けること。
- 平成29年10月以降に予定するフェア等
- フェア等予定日の属する月の4ヶ月前の末日（休館日に当たる場合は、その前日）までに、別添の様式によりメールにて利用申請すること。決定については、3ヶ月前の初日（休館日に当たる場合は、その翌日）に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページの今後のイベント情報」へ掲載するものであること。
- （例：10月に予定するフェア等の場合は、6月30日までに利用申請、7月1日に決定）
- ⑧ ⑦の手続きにより予約が決定された月の残余の日への追加利用申請は、随時、別添の様式のメール申請により受け付けること。

<下半期分(平成29年10月1日(日)~平成30年3月31日(土))利用申請手続きイメージ>



#### <上半期分、下半期分共通>

- ⑨ 利用予定日の2週間前までに、必ず、イベント概要（※）及び「ガーデンページの今後のイベント情報」掲載用画像データをメール（メールアドレスは①、⑤と同）にて送付すること。

※「イベント概要」については、フェア等のイベント開催を広く周知するために使用するものであること。

#### 4 「移住・交流情報ガーデン」の利用申請に当たっての留意事項

- ① スペースの効率的利用等の観点から、3の①、②、③及び⑤、⑥、⑦の手続きにおいて特定の日に利用申請が集中した場合は、都道府県間での連携や市町村間での連携（定住自立圏構想等の取組団体）等複数団体が協力して実施するフェア等の申請を優先すること。都道府県において、フェア等の複合的なイベントを実施する場合は、都道府県単独申請であっても同様に優先すること。これ以外で利用調整が必要な場合は、原則、抽選で決定すること。
- ② 利用申請の希望日は第3希望まで記載することとし、第2希望、第3希望において調整が必要になった場合も、前記①によること。
- ③ 3の④、⑧のフェア等予定日の属する月の3ヶ月前の初日に予約が決定された以後の追加利用申請に係る利用決定については、先着順とすること。
- ④ 1回のフェア等で連続して利用できる期間は、3日間を上限とすること。なお、利用申請状況によっては、期間の短縮等調整を行う場合があること。
- ⑤ 上半期、下半期ともに、次のとおり調整日として利用申請できない日を設定しているので留意すること。

##### <上半期>

5月13日（土）～14日（日）、7月8日（土）～9日（日）、9月23日（土）～24日（日）

##### <下半期>

11月11日（土）～12日（日）、1月20日（土）～21日（日）、

3月24日（土）～25日（日）

- ⑥ 1階オープンスペースは4区画に区分しているため、利用申請に当たっては、利用する区画数を明記すること。なお、フェア等の実施に支障が生じない場合、他の自治体等と共同利用になる場合があること（実際の利用に当たっては、モニターの使用、机、椅子の配置等、施設運営者、利用団体間で調整するものであること）。

5 「移住・交流情報ガーデン」の使用に当たっての留意事項

- ① 「移住・交流情報ガーデン」において実施できるフェア等は、移住・交流の推進を目的とするものであること。これに併せて地域の特産品のPR等のイベントを実施することも可能であること。
- ② 地方自治体以外の団体が「移住・交流情報ガーデン」を利用する場合は、必ず地方自治体との共催とし、利用申請は地方自治体が行うこと。
- ③ フェア等の周知方法について、総務省においては、ポータルサイト「全国移住ナビ」内の「移住・交流情報ガーデン」のページに開設予定の「今後のイベントスケジュール」への掲載等の周知を行うこととしているが、広くフェア等を周知する観点から、利用する地方自治体においてもJOINのホームページのほか、メルマガ、県人会等を通じてフェア等のイベント開催の周知を図られたいこと。
- ④ 「移住・交流情報ガーデン」の1階、地下1階とも、利用に応じて机、椅子等を移動することは可能であるが、これらの移動（元の配置場所への移動を含む）は、利用する地方自治体等で行うこと。
- ⑤ フェア等の準備は、原則として開館時間の30分前（10時30分）からとし、撤収については、閉館時間（平日は21時、土日祝日は18時）の30分後までとすること。
- ⑥ 資料等は地方自治体等で準備して「移住・交流情報ガーデン」に持ち込むこと（開所時間内の郵送受取は可能である）。
- ⑦ 「移住・交流情報ガーデン」の利用に当たっては、できるだけゴミが発生しないようにすること。発生したゴミの処理については、分別、置き場所等「移住・交流情報ガーデン」の職員の指示に従うこと。
- ⑧ 不明な点等は以下に問合せいただきたいこと。

（問合せ先）

「移住・交流情報ガーデン」東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル

TEL 03-3548-8190（※）

e-mail [iju-garden@outlook.jp](mailto:iju-garden@outlook.jp)

※当該電話番号は事務連絡用にのみ使用するものであり、一般の方からの移住・交流関連の相談には対応していませんのでご留意願います。

・開館時間 平日 11:00～21:00、 土日祝 11:00～18:00

・休館日 月曜（月曜日が祝日の場合は翌営業日）、年末年始（12/29～1/3）